

屋外広告物許可申請の手引き

大和郡山市

都市建設部 都市計画課 計画係

はじめに

情報化時代の今日、宣伝の一役を担う屋外広告物はますます多様化、活発化の傾向にあります。

しかし、屋外広告物が無秩序に氾濫すると街の美観や優れた自然景観が損なわれるおそれがあります。

また、著しく老朽化したり、管理が適正になされていない広告物は私たちに危害を及ぼすこともあります。

これを防止するため、屋外広告物法や奈良県屋外広告物条例に基づき、屋外広告物について必要な規制を行っています。この『許可申請の手引き』は、これから屋外広告物を掲出しようとする方はもとより、ひろく住民のみなさんに、屋外広告物の正しい掲出について理解していただくため、規制の範囲や許可の基準などを簡潔にまとめたものです。

まちをより美しく、安全で住みよくするために、みなさんのより一層のご協力をお願いいたします。

★ 屋外広告物とは

屋外で、常時又は一定の期間継続して、公衆に対して表示される、はり紙・はり札・ポスター・立看板・広告板・広告塔などをいいます。

これらが独立して設置されている場合はもちろん、建物などを利用して取り付けられている場合も含まれます。

また、表示内容が営利的な商業広告でなくても、文字等で表示されていなくても、上記の要件に該当するものは屋外広告物です。

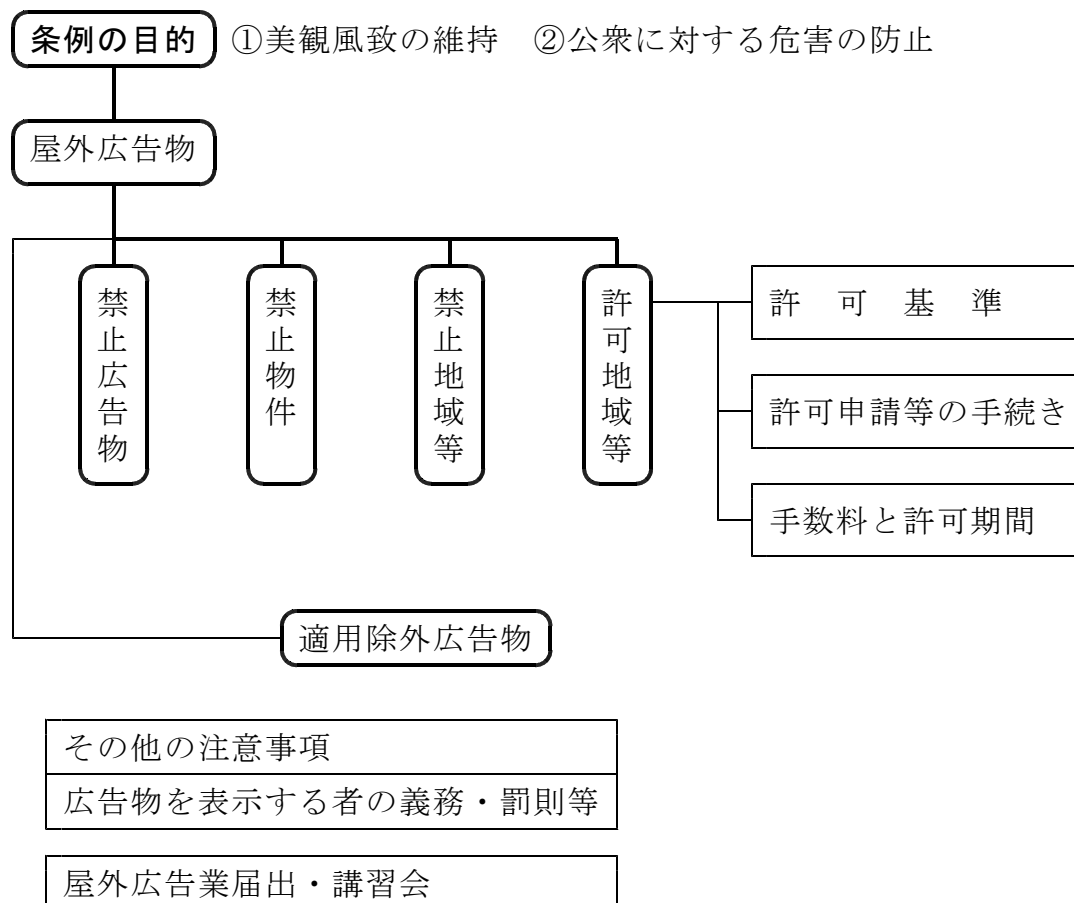
★ 屋外広告物を出すときは

事前に屋外広告物窓口「大和郡山市都市建設部都市計画課計画係」に相談して下さい。

広告を出そうとする場所が、原則として広告の出せない「禁止地域」や、広告を出す場合に許可が必要な「許可地域」となっている場合があります。

電話 53-1151（代表） 内線 674

屋外広告物条例の概要



禁 止 広 告 物

■ 次の広告物は、どんな場合にも、表示・設置することができません。

- 形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法が著しく美観風致を害するおそれのあるもの
- 公衆に対して危害を及ぼすおそれのあるもの

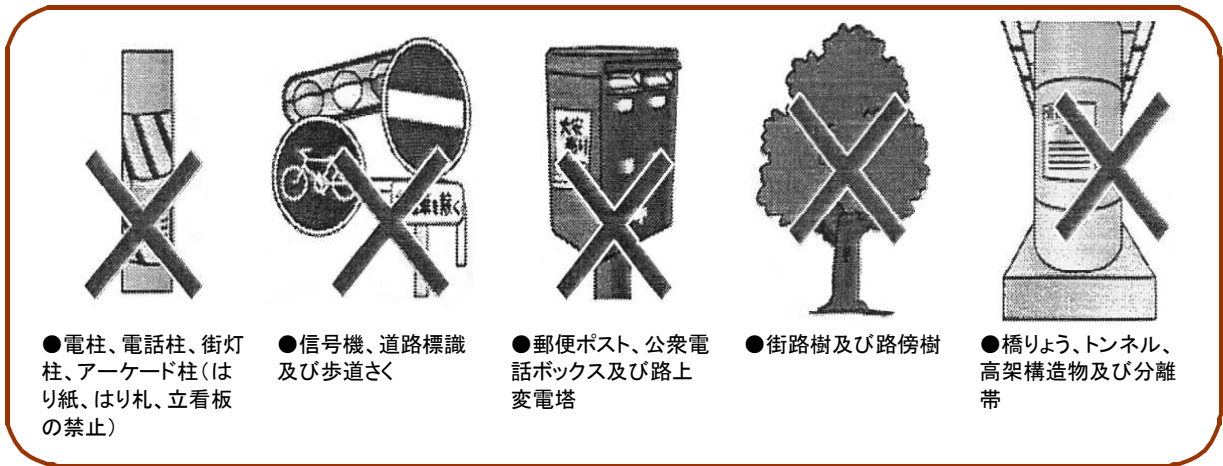
禁 止 物 件

■ 次の物件には屋外広告物の表示・設置が禁止されています。

- 橋りょう、トンネル、高架構造、分離帯
- 街路樹、路傍樹
- 郵便ポスト、公衆電話ボックス、公衆便所、道路標識、道路上のさく、駒止、信号機
- 銅像、記念碑
- 建造物（文化財保護法、奈良県文化財保護条例の規定により指定されたもの）
- 石垣、よう壁
- 火災報知器、消火栓、火の見やぐら
- 送電塔、送受信塔、照明塔

■ 電柱、街灯柱その他これらに類するものには、はり紙、はり札、立看板の表示が禁止されています。

【違反広告物の一例】



● 電柱、電話柱、街灯柱、アーケード柱(はり紙、はり札、立看板の禁止)

● 信号機、道路標識及び歩道さく

● 郵便ポスト、公衆電話ボックス及び路上変電塔

● 街路樹及び路傍樹

● 橋りょう、トンネル、高架構造物及び分離帯

禁 止 地 域 等

■ 次の地域では原則として屋外広告物の表示・設置はできません。

- 文化財保護法により指定された地域
 - 国宝又は重要文化財の建造物の周囲 50 m 以内
 - 特別史跡名勝天然記念物、史跡名勝天然記念物（仮指定を含む）
 - 特別史跡、特別天然記念物の周囲 100 m 以内
- 奈良県文化財保護条例により指定された地域
 - 県指定史跡名勝天然記念物
- 第1種・第2種低層住居専用地域（一部区域を除く）
- 風致地区（一部区域を除く）
- 陵、墓地、火葬場
- 都市公園、県立公園
- 近郊緑地特別保全地区

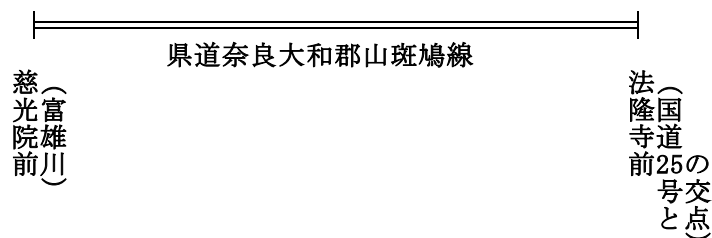
■ 次に掲げる道路敷地又は鉄道敷地から展望できる地域（展望禁止地域）では、原則として屋外広告物の表示・設置はできません。（商業地域、近隣商業地域を除く）

ただし、自家用の広告物（自己の事務所、営業所、店舗等に表示するもの）についてはこれらの地域においても、用途地域、店舗等の建物延面積等に応じて屋外広告物の表示・設置ができる場合があります。

合

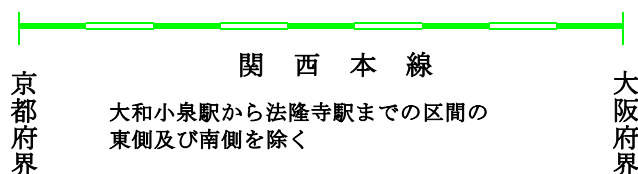
□ 両側 100 m 以内

- 県道奈良大和郡山斑鳩線（富雄川との交点から国道25号との交点までの区間）の両側 100 m 以内

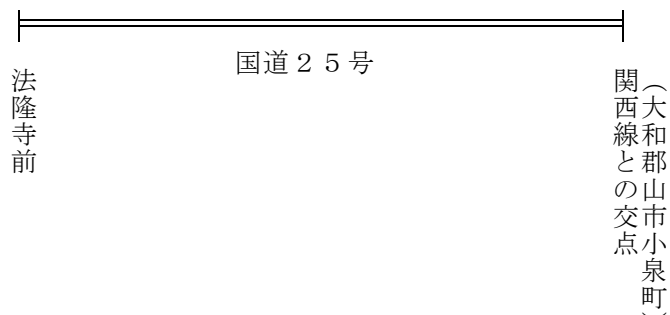


□ 両側 300 m以内

- 西日本旅客鉄道関西本線（大和小泉駅から法隆寺駅までの区間の東側及び南側を除く）、近畿日本鉄道奈良線（生駒駅から新大宮駅までの区間）、近畿日本鉄道京都線の両側 300 m以内

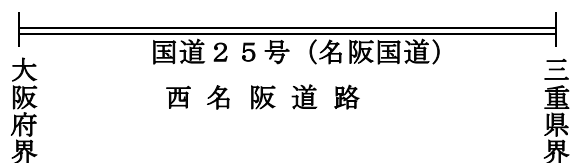


- 国道 25 号（大和郡山市小泉町の関西本線との交点から法隆寺までの区間）の両側 300 m以内



□ 両側 500 m未満

- 国道 25 号（名阪国道）、高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線（西名阪道路）の両側 500 m未満



《展望禁止地域における広告物の総表示面積の規制について》

地域及び場所（用途地域）	当該敷地内の建築延面積	広告物の総表示面積上限
・ 準工業地域 ・ 工業地域 ・ 工業専用地域	500 m ² 以下	20 m ² 以下
	500 m ² 超 1,000 m ² 以下	30 m ² 以下
	1,000 m ² 超	40 m ² 以下
上記以外の地域及び場所	500 m ² 以下	15 m ² 以下
	500 m ² 超 1,000 m ² 以下	25 m ² 以下
	1,000 m ² 超	35 m ² 以下

(注意)

- ・ 鉄道または道路敷地からの距離が 20 m を増すごとに、広告物の総表示面積上限に、10 分の 1 の面積を加算する。
- ・ 建築物又はその他の工作物に直接設置するものにあつては、当該広告物の広告面に直交する地点より展望した場合の建築物又はその他の工作物の垂直投面積の 5 分の 1 を超えないこと。

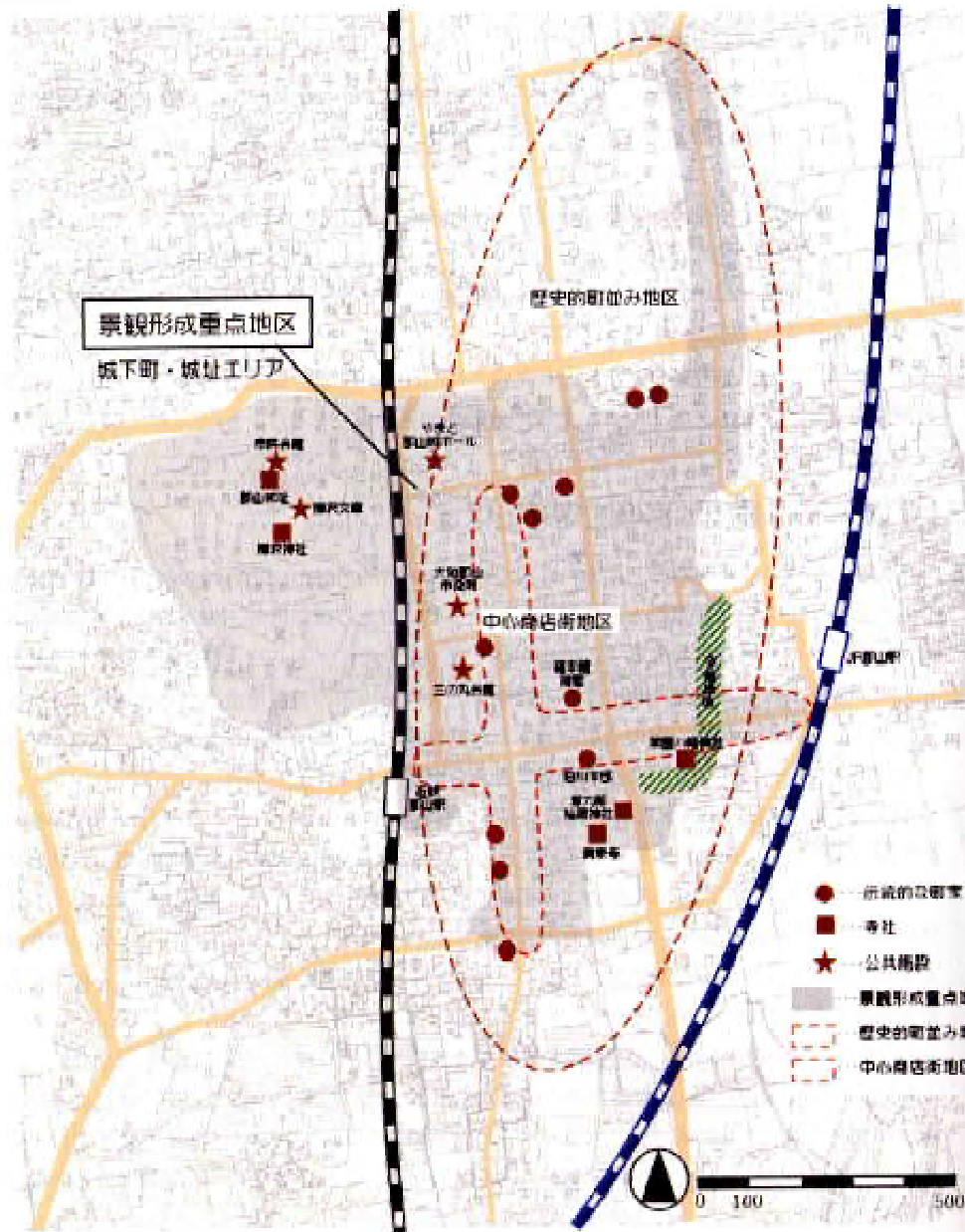
- ・ 特定商品名を表示する場合は、その表示面積は各広告物の表示面積を合算した面積の3分の1以下であること
- ・ 特定商品名のみを表示するものでないこと。

■ 次に掲げる交差点周辺では原則として屋外広告物の表示・設置はできません。

ただし、自家用の広告物（自己の事務所、営業所、店舗等に表示するもの）についてはこれらの地域においても、屋外広告物の表示・設置ができる場合があります。

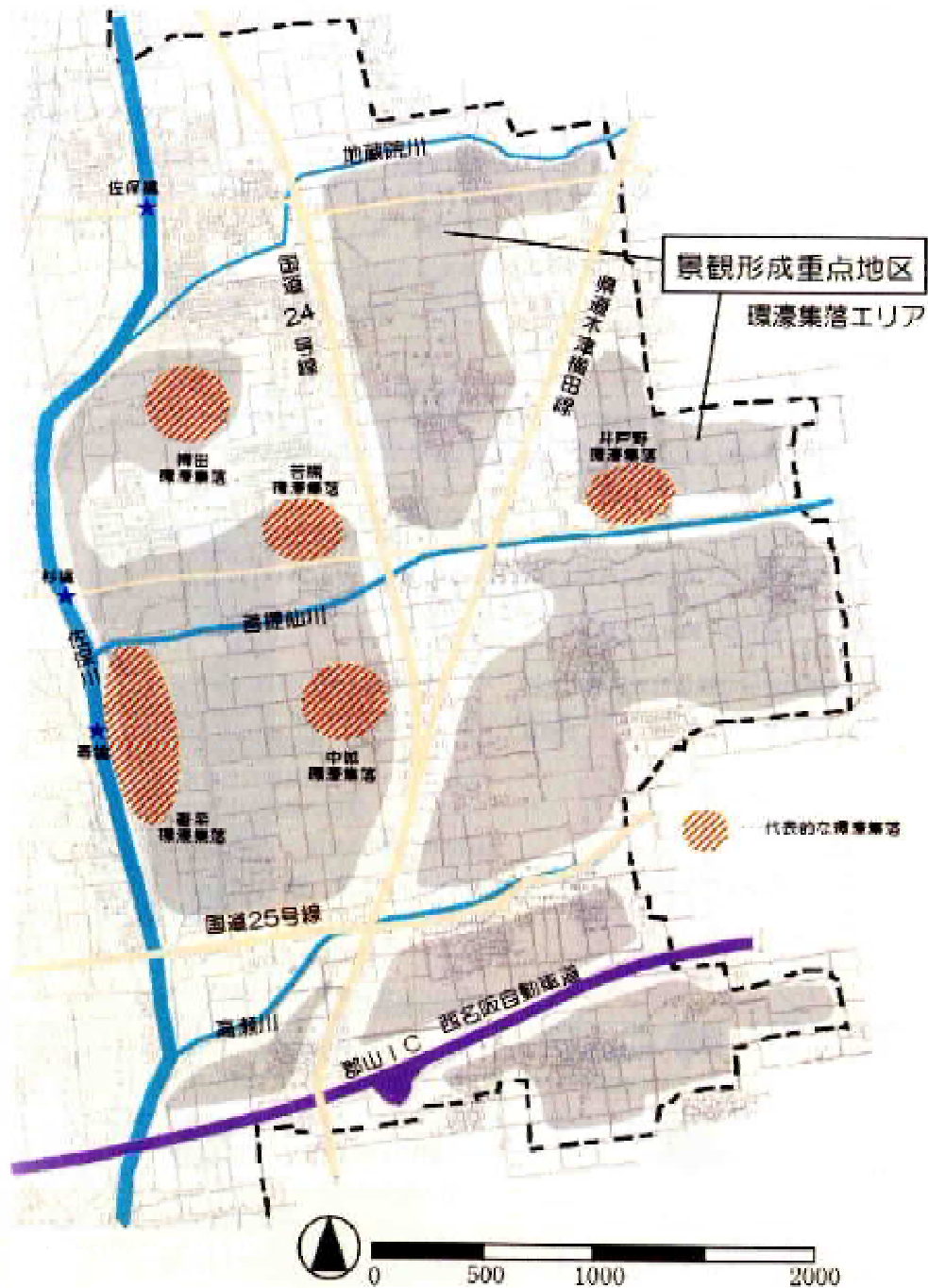
- 奈良県景観計画に定める景観形成重点地区のうち「広域幹線沿道区域として定める路線（国道24号・大和中央道）」の信号機のある交差点の路端から30mの範囲

景观形成重点地区的区域图
 <城下町・城址エリア>

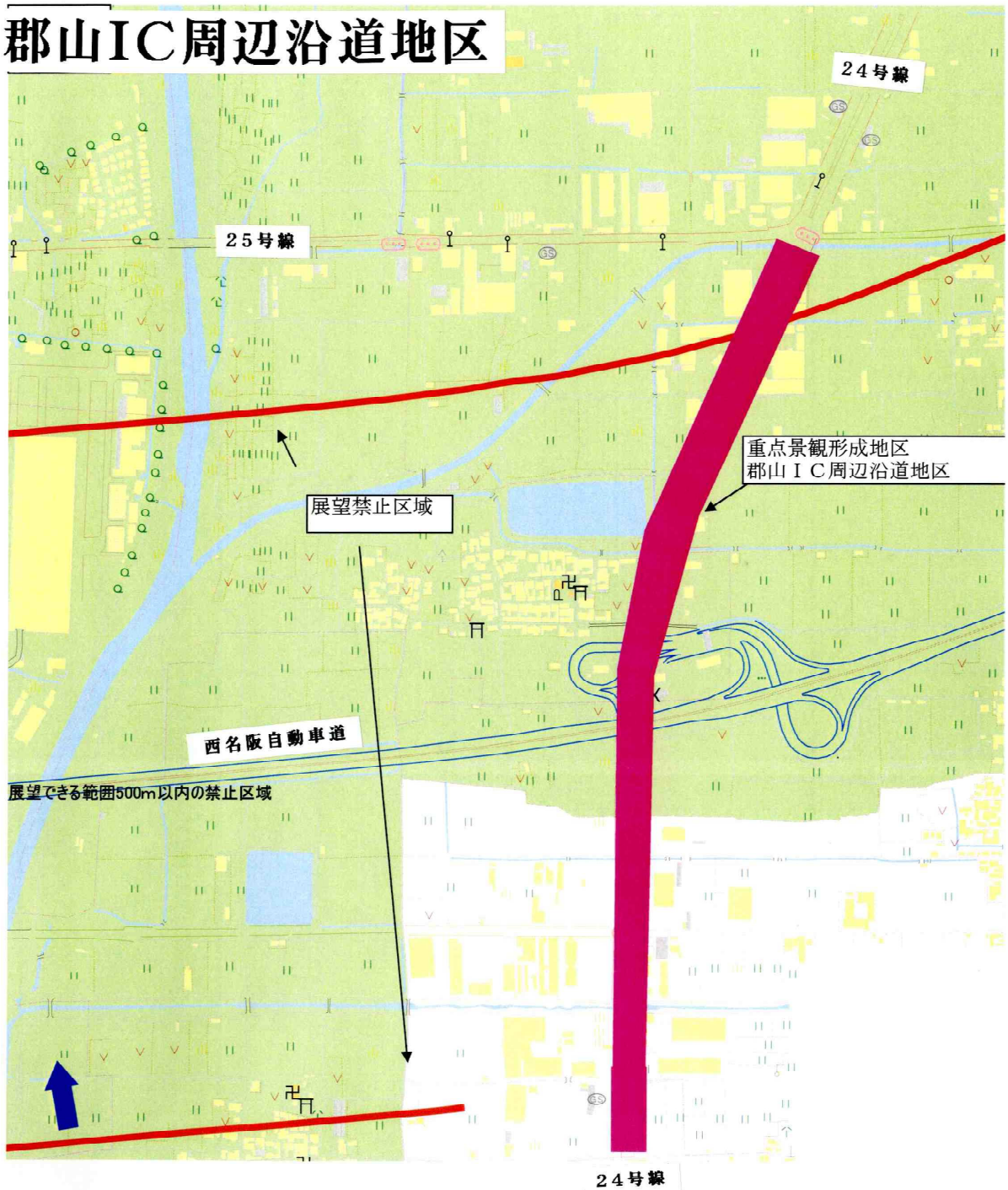


<環濠集落>

- ・ 梓山環濠集落、番免環濠集落、若槻環濠集落等、主に佐保川以東に点在する環濠集落とその周辺の山園



郡山IC周辺沿道地区



許 可 地 域 等

■ 大和郡山市内において広告物を出す場合には、許可が必要となります。

□ 景観保全型広告整備地区

地区内において広告物を表示する場合は、知事の定めた基本方針に適合するように努めなければなりません。また、適用除外に該当する場合でも、次にあげるものについては届出が必要となります。

- 自己の事業又は営業に関し、自己の事務所、営業所等に表示するもの、又は自己の所有する土地、又は建造物の一部に管理上必要があつて設置するもので、規則で定める基準に適合するもの。
- 道標、案内板
- 放送事業者、新聞社又は通信社の発行する速報又は掲出物件

許 可 基 準

■ 一般基準

□ 美観上の基準

- 市街地における広告物は、都市の環境に調和し、都市美観を害さないものであること。
- 景勝地における広告物は、環境に調和した色彩と意匠のみのものであること。
- 赤、緑、紫等の原色に近い色彩（※1）で市長が別に定める色の使用は、その表示部分を最小面積にとどめること。（※2、3）
- 赤色と緑色、緑色と紫色等の補色関係については、近接して使用しないこと。
- イルミネーション、ネオンサイン等は点滅速度をゆるやかにすること。
- サーチライトは使用しないこと。

□ 危害防止の基準

- 容易に腐朽し、破損しない構造であること。
- 風、雪、振動等により倒壊又は落下しないよう堅固に設置するものであること。
- 信号機、道路標識の効用を妨げないものであること。
- 一般交通の用に供する道路上に設置しないこと。

★ 色彩の一般基準

※1「赤、緑、紫の原色又は原色に近い色彩」とは、次の表の色相・明度・彩度のマンセル値に全て該当する場合をいう（色相・明度・彩度のうち1つでも該当しなければ規制対象外）。

	色相 (H)		明度 (V)		彩度 (C)
赤 (R)	1 R以上	6 R未満	4 以上	6 未満	8 超え
緑 (G)	1 G以上	7 G未満	4 以上	7 未満	6 超え
紫 (P)	6 P以上	9 P未満	4 以上	6 未満	7 超え

色相・明度・彩度のうち1つでも該当しなければ規制対象外

※2「その表示部分を最小面積にとどめること」（※1のマンセル値に全て該当した場合）

都市計画法第2章に規定する用途地域のうち 商業地域・近隣商業地域・準工業地域	その他の地域
個々の広告物の50%を超えない範囲 (赤、緑、紫の合計面積)	個々の広告物の40%を超えない範囲 (赤、緑、紫の合計面積)

※3 大和郡山市景観形成ガイドラインに示す景観形成重点地区

- 歴史的街なみと中心商店街地区を含む城下町・城址エリア
- 佐保川以東の環濠集落が点在するエリア

	色相 (H)	明度 (V)	彩度 (C)
赤 (R)	1 R以上 6 R未満	4以上 6未満	6 超え
黄赤 (YR)	-	-	6 超え
黄 (Y)	-	-	4 超え
緑 (G)	1 G以上 7 G未満	4以上 7未満	2 超え
紫 (P)	6 P以上 9 P未満	4以上 6未満	2 超え
その他	-	-	2 超え

全てに該当した場合
規制対象

上記の表のマンセル値に全て該当した場合、その表示部分を最小面積（30%）を超えない範囲とする。

※4 郡山インターチェンジ周辺沿道地区の色彩の一般基準

- 1 屋外広告物の地色は、次の色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和に配慮すること。
- 2 多くの色彩やアクセント色を用いる場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに配慮すること。

色	色相	彩度
赤	0.1R ~ 10.0R	10.0 以下
黄赤	0.1YR ~ 10.0YR	10.0 以下
黄	0.1Y ~ 10.0Y	8.0 以下
黄緑～緑	0.1GY ~ 10.0GY ~ 10.0G	8.0 以下
青緑	0.1BG ~ 10.0BG	7.0 以下
青～青紫	0.1B ~ 10.0B ~ 10.0PB	8.0 以下
紫	0.1P ~ 10.0P	8.0 以下
赤紫	0.1RP ~ 10.0RP	8.0 以下

- ※ 地色とは、文字以外の部分をさす
- ※ 地色の面積の1/3未満の面積で用いる色彩には制限はないものとする

照明 ・イルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものについては、5mを越える高さのものは点滅しないものに限ること。

- ※1、2の規制についても遵守すること。

※5 地区計画区域

当該地区の地区計画に適合させること。

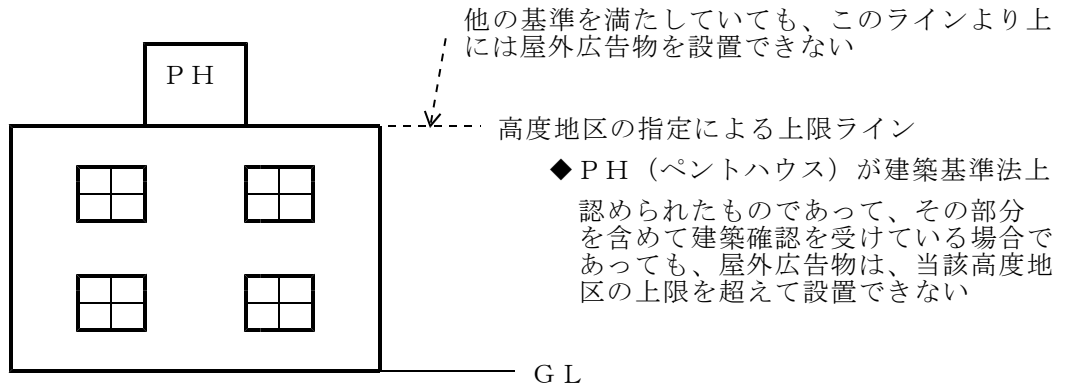
■ 種類別基準

- 建築物を利用するもの

屋上広告物

● 屋上広告物の共通基準

- ◆ 高度地区の指定による限度



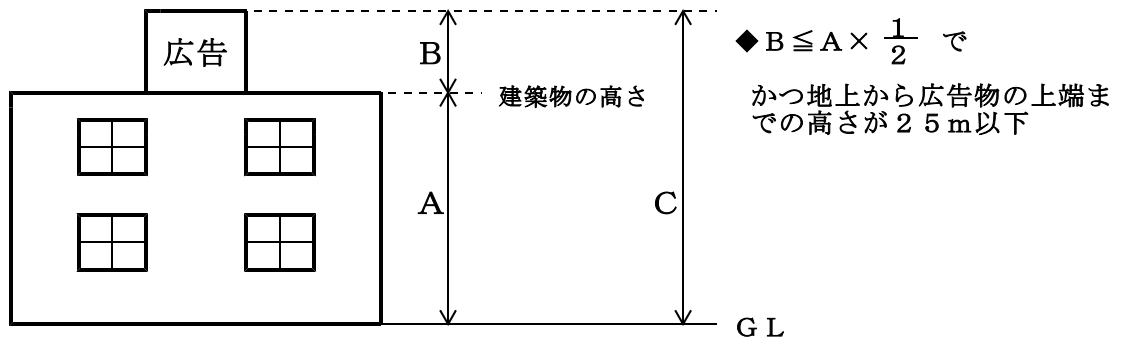
- ◆ 和風建築物の棟には屋外広告物を掲げないこと

- ◆ 屋根には直接ペンキ等で表示しないこと

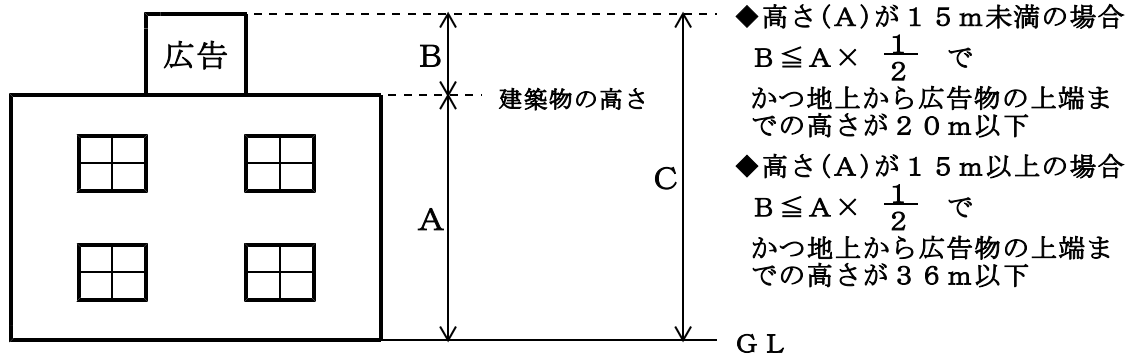
● 屋上広告物の地域別基準

- A = 建築物の高さ（=建築物の最高の高さ）
- B = 広告物の高さ（=建築物の高さから広告物の表示面積部分の上端まで）
- C = （平均GLから広告物の表示面積部分の上端までの高さ）

- 屋上第1種地域（第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域）



○ 屋上第2種地域（第1種から第3種地域以外の地域）



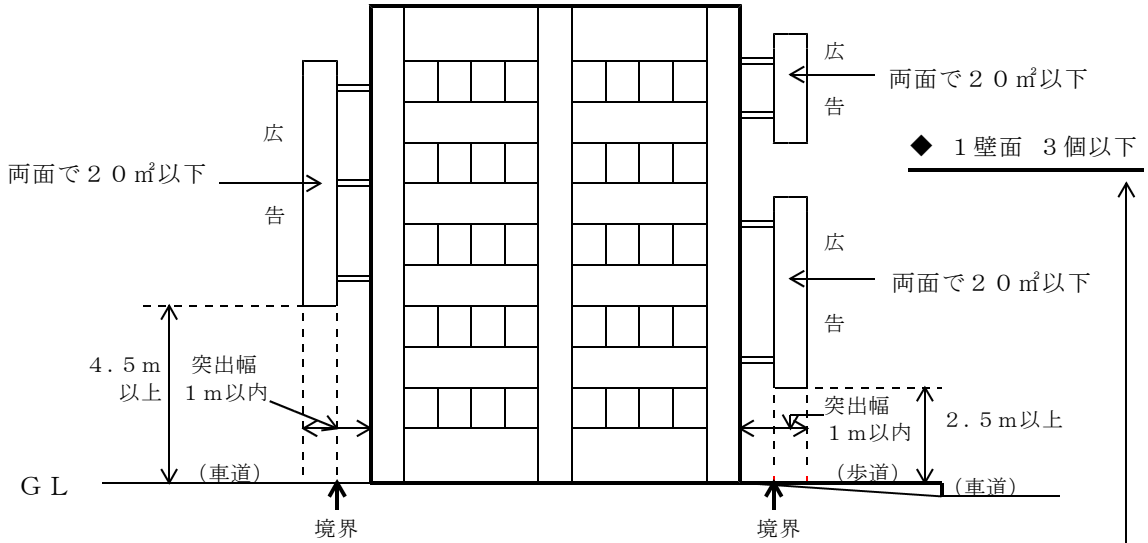
※ 郡山インターチェンジ周辺沿道地区の屋上広告物

・表示面積は次の表に定める面積以下であること。

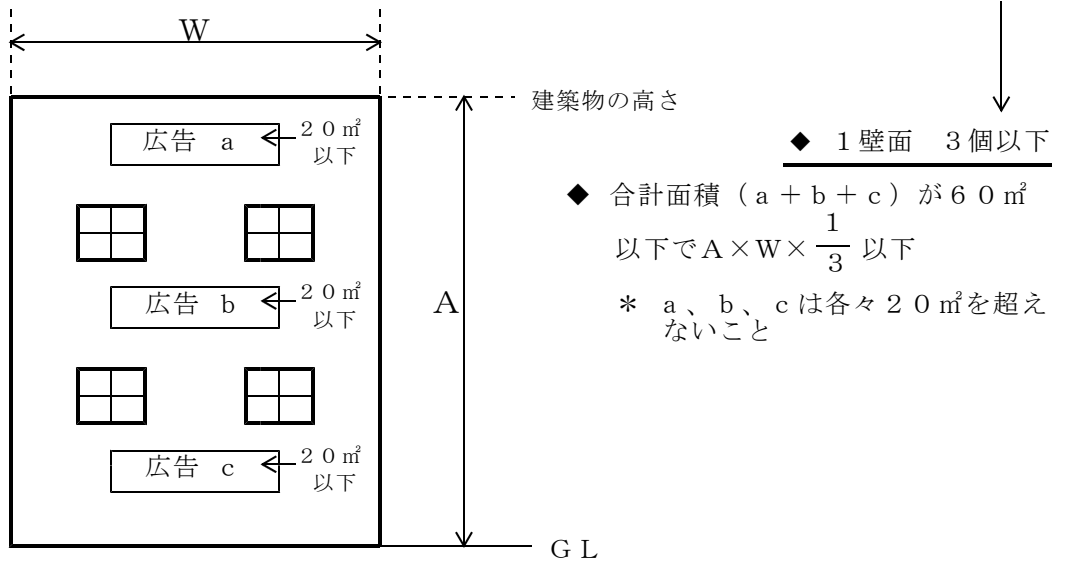
建物の幅	広告物の合計面積(各面あたり)	
	建物の高さ12m未満	建物の高さ12m以上
20m未満	30㎡以下	40㎡以下
20m以上 50m未満	45㎡以下	60㎡以下
50m以上 100m未満	60㎡以下	80㎡以下
100m以上	90㎡以下	120㎡以下

軒下広告物

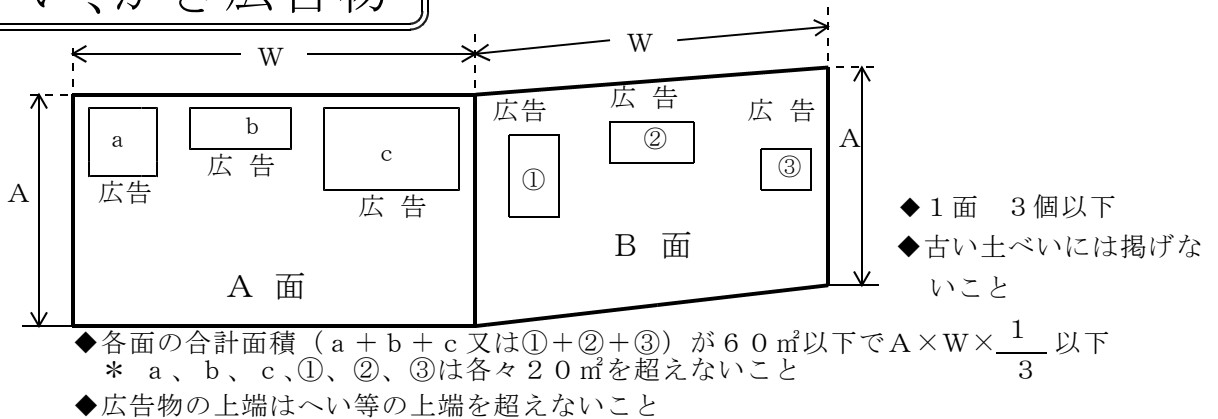
○突出



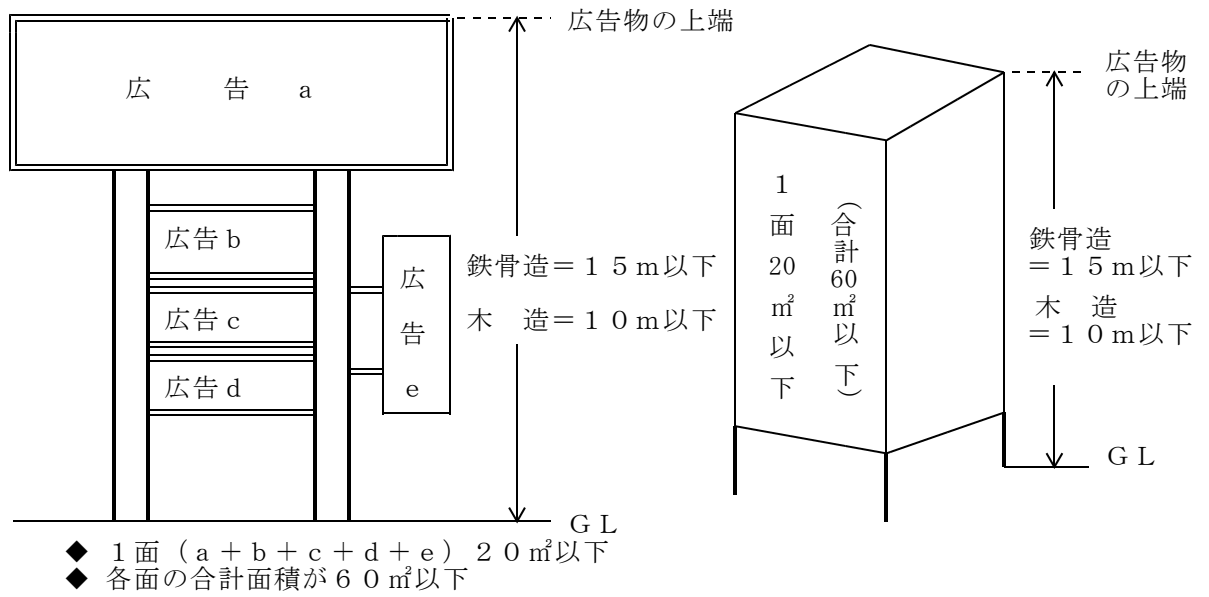
○壁面



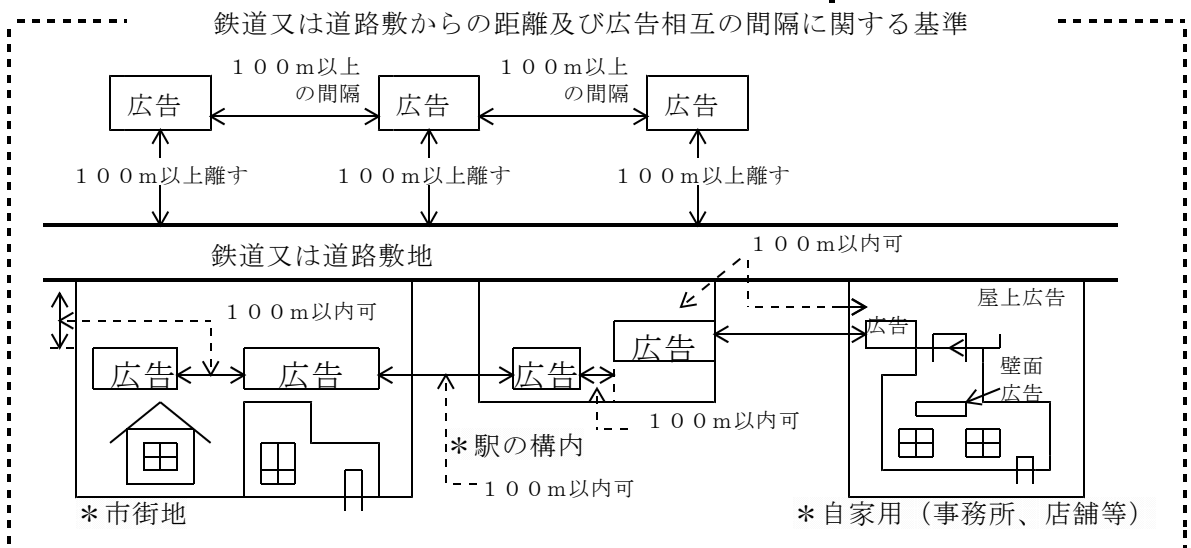
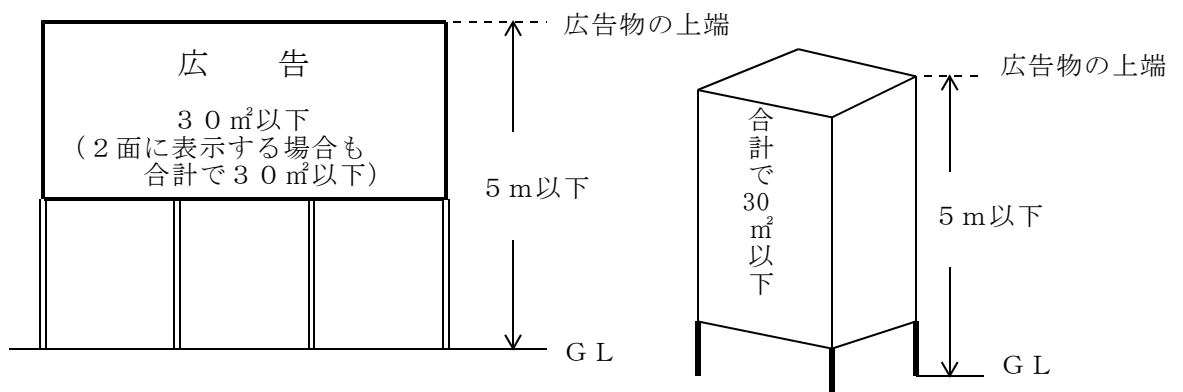
へい、かき広告物



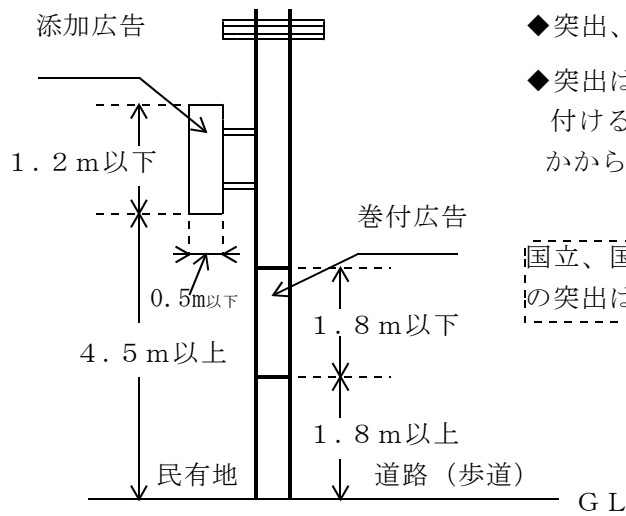
広告塔



建植広告物



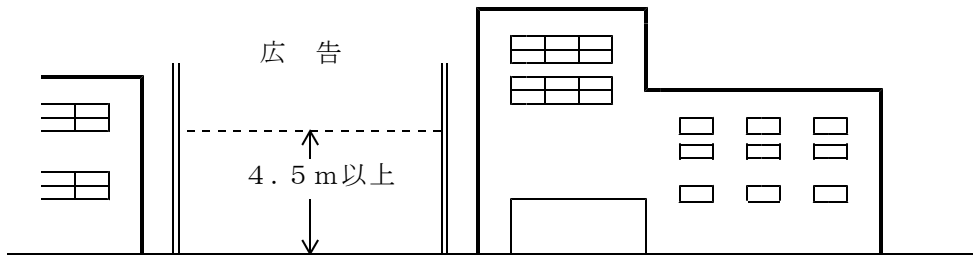
電柱広告物 (突き出し広告、巻き付け広告)



- ◆ 突出、巻付は電柱1本にそれぞれ1個
- ◆ 突出は、道路と反対の方向（私有地側）に取り付けること。[突出の先端が道路（歩道）上にかからない場合は、この限りでない]

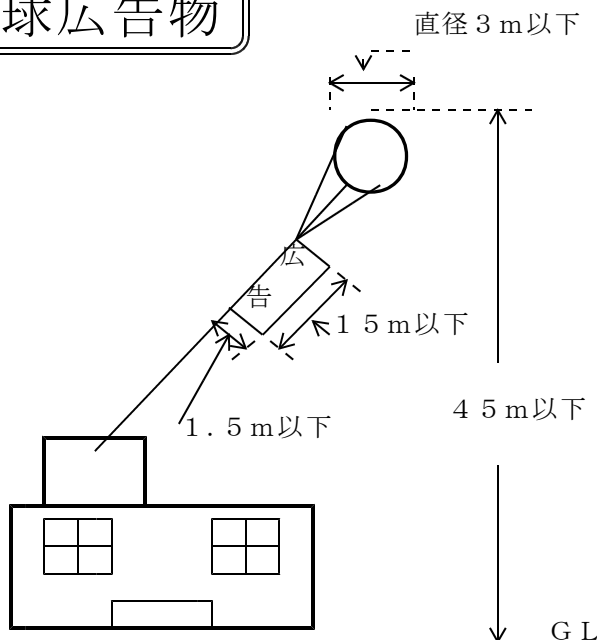
国立、国定公園及び県立自然公園の特別地域内の突出は、設置高さが5m以下とされている

アーチ広告物



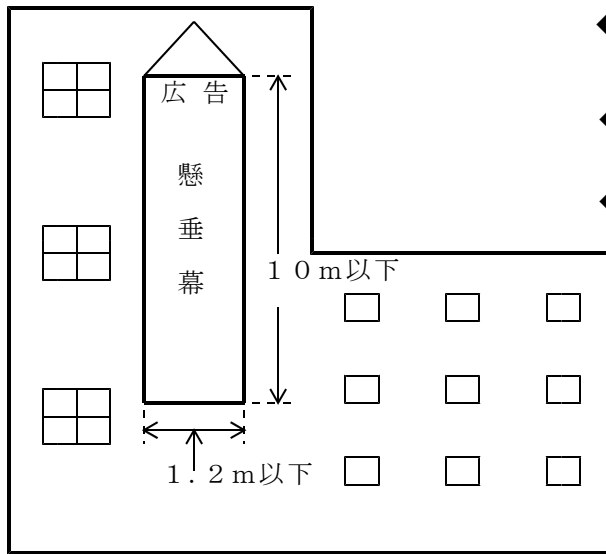
- ◆ アーチ上部には、地名、商店街名等公共的な名称のみ表示
- ◆ 上記以外の広告物は、下部の柱部に掲出

気球広告物



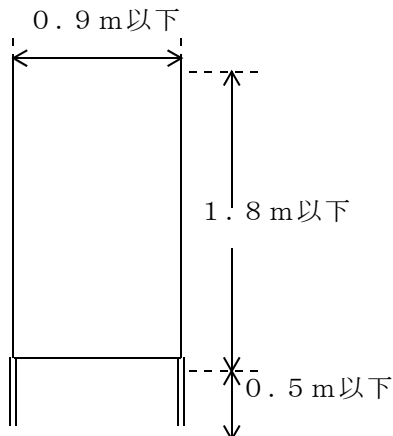
- ◆ 掲揚中に電線、煙突、建築物等に触れないこと
- ◆ 広告面にネットを使用のこと
- ◆ 風速5m以上の時は掲揚しないこと
- ◆ 気球に補助綱があること

広告幕 (懸垂幕、横断幕、旗、のぼり等)



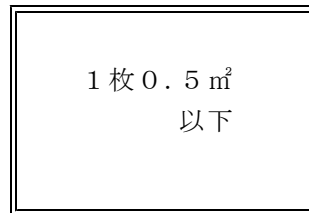
- ◆幕の外周には、風圧に耐えられる太さのロープをいれること
- ◆横断幕は繁華街(駅周辺かつ商業又は近隣商業地域)においてのみ掲げること
- ◆旗、のぼり等は祭日、縁日、臨時興業、大売り出しのほか、商店街の慣習として認められている場合に限る

□ 立看板

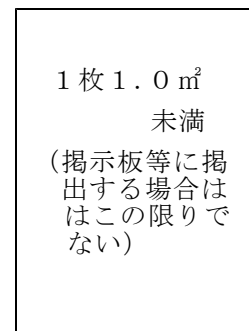


- ◆設置期間は、2ヶ月以内

□ はり札



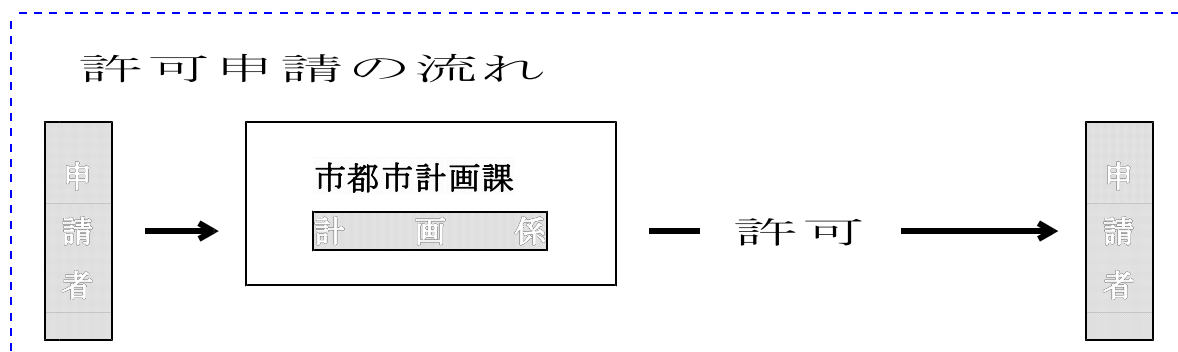
□ はり紙



- ◆新聞紙に墨書又は絵具書したものは掲出ししないこと
- ◆掲出期間は、1ヶ月以内

許可申請等の手続

許可申請等についての照会、相談、受付等は大和郡山市都市建設部都市計画課計画係で行っております。



■ 新設の場合

広告物許可申請書正副**2通**に、必要書類を添付して提出し、許可を受けてから着工してください。

■ 変更の場合

広告物変更許可申請書正副**2通**に、変更の内容を明らかにした書類を添付して提出し、許可を受けてから着工してください。

■ 継続の場合

許可期間が広告物の種類に応じて規定されています。期限後も引き続き広告物を掲出する場合は、期間満了の30日前までに広告物継続許可申請書正副**2通**を提出し、許可を受けてください。

各許可申請には手数料が必要ですので、納入通知書兼領収書により納付してください。

■ 申請者、管理者の住所・氏名を変更した場合

住所氏名変更届 2通を提出してください。

■ 撤去した場合

屋外広告物撤去届 2通を提出してください。

□ その他（他法令により手続きが必要な場合）

● 高さ 4 m を超える 広告塔等に 広告物を 掲出する場合

工作物の確認（建築基準法）

（大和郡山市） 奈良県郡山土木事務所

● 道路敷地や道路の上空に 広告物を 掲出する場合

道路占用の許可（道路法）

（市道） 管理課

（国道） 奈良国道工事事務所

（県道、県管理の国道） 奈良県郡山土木事務所

● その他許認可の手続きが必要な場合がありますので、それぞれご確認ください。

許可申請必要書類

<申請部数 各2部>

住所・氏名に変更がある場合

- 住所氏名変更届 [様式第5号]

撤去された広告物がある場合

- 屋外広告物撤去届
 撤去前後のカラー写真

新規申請時・変更申請時

必要書類	新規	変更		備考
		意匠のみ	その他	
<input type="checkbox"/> 屋外広告物許可申請書 [様式第1号]	○			
<input type="checkbox"/> 屋外広告物変更許可申請書 [様式第2号]		○	○	
<input type="checkbox"/> 付近の見取り図	○			<input type="checkbox"/> 縮尺2,500分の1程度の地図 または 住宅地図等に設置場所を記入。
<input type="checkbox"/> 色彩及び意匠を表す図面	○	○	○	<input type="checkbox"/> 広告物の色彩図 (立面図に着色も可)。 <input type="checkbox"/> マンセル値を記載。(下の色を使用する場合) ・景観形成重点地区・郡山IC周辺沿道地区 : 全使用色 ・その他の地区 : 赤、緑、紫 <input type="checkbox"/> 広告物の寸法
仕様書及び設計図	<input type="checkbox"/> 敷地配置図 <input type="checkbox"/> 平面図	○	○	<input type="checkbox"/> 広告物の設置場所を記入 (朱書)。 ※敷地配置図に設置場所が表示できれば平面図は不要。
	<input type="checkbox"/> 立面図	○	○	<input type="checkbox"/> 広告物の設置場所を記入。 <input type="checkbox"/> 屋上広告物の場合は、図面上に ・GL・最高の高さ・広告物の上端の高さを各々記入。
	<input type="checkbox"/> 構造図	○	○	<input type="checkbox"/> 広告物の構造を示す図面。 ※基礎構造図、取付断面図を含む。 <input type="checkbox"/> 照明の取付状況を示す図面。
△変更のない広告物のカラー写真		△ ※1	△ ※1	※1 変更のない広告物がある場合必要。
△建築確認通知書 (建築物) 及び第1面～第5面の写し	△ ※2 ※3		△ ※2 ※3	※2 屋上広告物の場合、または屋上広告物が軒下広告物が判別できない場合に必要。 (建築物断面図でも可) ※3 展望規制地域内における自家用広告物について、建築延面積を確認する場合に必要。
△工作物の確認申請書の写し	△ ※4		△ ※4	※4 広告塔などの工作物設置時に必要。
△道路占用許可書の写し	△ ※5		△ ※5	※5 道路 (公道) の上空を占有する場合に必要。 (電柱広告物については事前協議が必要)
△委任状	△ ※6	△ ※6	△ ※6	※6 申請者が第三者に申請を委任する場合に必要。 (受任者印要)

△印の書類は必要に応じて添付の必要があります。

継続申請時 (広告物の変更が全くない場合)

- 広告物継続許可申請書 [第3号様式]
 現況のカラー写真
 安全点検報告書
 領収証書の写し

屋外広告物許可手数料と許可期間

種 類	手 数 料	期 間
広告塔、アーチ広告物、 屋上広告物、建植広告物、 軒下広告物、塀垣広告物	5㎡まで 1,500円 5㎡増すごとに 1,500円加算	3年以内
気球広告物	1個 1,000円	1年以内
広告幕	1個 500円	
電柱広告物	1件5個まで1,000円 5個増すごとに 1,000円加算	
立看板	1件5個まで1,000円 5個増すごとに 1,000円加算	2ヶ月以内
はり札	1件5個まで500円 5個増すごとに 500円加算	1年以内
はり紙	1件100枚まで 500円 100枚増すごとに 500円加算	1ヶ月以内

- 1件とは一括申請されたもので形状、大きさ、意匠等同一のものをいいます。
- 単位の端数は、一単位に切り上げます。

適 用 除 外

自家用広告などについて、条例の規定の一部の適用を除外して、一般の広告物より規制の基準を緩和している場合があります。したがって、禁止地域・禁止物件であっても、広告物を掲出できる場合があります（許可不要）。

- 公職選挙法その他の法令の定めるところにより行う選挙運動又は政党その他の政治団体の選挙における政治活動のために表示されるもの。
- 他の法令の規定により表示を認められたもの又は義務づけられたもの。（道路法に基づく道路標識、建築基準法に基づく確認の表示等）
- 国、公共団体又は知事が認める公共的団体がその事務又は事業に関して主として公共の利益のために表示するもの。
- 自家用広告物
自己の事業又は営業に関し、自己の事務所、営業所等に表示するもの、又は自己の所有する土地、又は建造物の一部に管理上必要があつて設置するもので、次の表の基準に適合するもの。

地 域	区 分	事務所、営業所等 に表示するもの	所有地、管理地等 に表示するもの
近郊緑地特別保全地区		5 m ² 以下	1 m ² 以下
風致地区		7 m ² 以下	5 m ² 以下
その他の地域及び場所		10m ² 以下	

- 講演会、講習会、展覧会、音楽会等に関するものでその会場の敷地内に表示するもの。
- 車両に表示されるもの。
- 道標、案内板

地 域	区 分	道 標	案 内 板 (文化財の紹介を目的としたもの)
近郊緑地特別保全地区		横 7 5 cm × 縦 3 0 cm 以下	5 m ² 以下
広域幹線沿道区域として定める路線 (国道 2 4 号・大和中央道)		横 2 4 0 cm × 縦 8 0 cm 以下 広告物上端までの高さ 4 m 以下 (同一の支柱に縦に 2 個以上設置する場合は 4 . 8 m 以下)	
その他の地域及び場所		横 1 0 5 cm × 縦 4 0 cm 以下	

- 神社、寺、教会が宗教行事のため表示するもの。
- 年中行事のため主催者が表示するもの。
- 冠婚葬祭のため表示するもの。

その他の注意事項

□ 適正な管理と自主撤去

- 許可の表示

許可を受けた広告物には、許可の標識を必ず付けてください。

- 管理義務

設置者又は管理者は、表示又は設置した広告物を、補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければなりません。

- 撤去義務

許可期限が満了したとき、又は広告物を表示する必要がなくなったときは、その表示者又は申請者は責任をもって撤去してください。

- 罰則の適用

許可が必要なのに許可を受けなかったり、禁止されている地域や物件に表示したりして条例に違反したときは、50万円以下の罰金に処せられます。

屋外広告業届出・屋外広告物講習会

□ 屋外広告業届出

奈良県内で屋外広告業を営むには、知事への登録が必要です。
また、屋外広告物講習会修了者等を、営業所ごとに置くことが義務付けられています。

□ 屋外広告物講習会

講習会の講習科目は、次のとおりです。

- 屋外広告物の法令に関する科目
- 屋外広告物の表示に関する科目
- 屋外広告物の施工に関する科目

※ 講習会の手数料については、奈良県風致保全課までお問い合わせください。

屋外広告物担当窓口

〒639-1198 大和郡山市北郡山町248-4

大和郡山市都市建設部都市計画課計画係

電話 0743-53-1151 (代表) 内線 674